

社会保険適用拡大

令和4年10月1日より社会保険の適用が拡大されます。

これまでは対象被保険者（短時間勤務者除く）が501人以上の企業が特定適用事業所とされていたのですが、100人以上の企業へ見直されました。

特定適用事業所になると週の所定労働時間が20時間以上の労働者についても社会保険に加入させなければなりません。

詳細要件については以下をご参照ください。

対象	要件	現行	令和4年10月以後
事業所	事業所規模	常時500人超	常時100人以上
短時間労働者	労働時間	1週の所定労働時間が20時間以上	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2か月を超えて使用される
	適用除外	学生ではないこと	変更なし

上記の賃金要件については下記の賃金は除きます。

- ・臨時に支払われる賃金（結婚手当、賞与等）
- ・時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる割増手当等
- ・最低賃金法で算入しないことを定める賃金（精勤・皆勤手当、通勤手当、家族手当）

短時間労働者以外の労働者についても勤務期間要件についての取扱いが変更となります。

現行、2か月以内の雇用期間から契約が更新された場合、3か月目から社会保険に加入させることとなっていますが、令和4年10月以降は、当初の雇用期間が2か月以内であっても、以下のいずれかに該当する場合は**雇用期間の当初から社会保険の加入**となります。

- 1、就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている。
- 2、同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合。

つまり、2か月以内の雇用契約を締結していたとしても「更新しない」とされている場合を除き、2か月を超える雇用が見込まれる場合には当初から社会保険に加入させることとなります。また、「更新しない」とされていた労働者が更新された実績がある場合は、以後、同様の労働者は更新することがあるものとしてみなされます。

以上